

【NSW 州への入州】一部他州から NSW 州に入州する際の申告義務(6月30日(水)から)

【ポイント】

- NSW 州政府は、ビクトリア(VIC)州、クイーンズランド(QLD)州、西オーストラリア(WA)州及び北部準州(NT)から NSW 州に入州する際に入州申告を提出することを、6月30日(水)から義務付ける旨発表しました。入州申告は、NSW 州到着前の24時間以内にオンラインで、あるいは到着時に提出する必要があります。
- 各州で外出制限令の対象となっている場合には、各州の規則で許可されていない限り、NSW 州への入州は認められません。

【本文】

- 1 NSW 州政府は、一部他州でのロックダウン規制が導入されている状況を踏まえ、ビクトリア(VIC)州、クイーンズランド(QLD)州、西オーストラリア(WA)州及び北部準州(NT)から NSW 州に入州する際に入州申告を提出することを、6月30日(水)から義務付ける旨発表しました。入州申告は、NSW 州到着前の24時間以内にオンラインで、あるいは到着時に提出する必要があります。これはどのような手段で入州する場合でも必要です。
- 2 対象州から NSW 州に入州した場合、入州前の滞在地の感染リスク分類(影響のある地域(affected areas)、懸念のある地域(areas of concern)、高い懸念のある地域(areas of high concern))によって NSW 州入州後に取りべき対応(自己隔離等)が異なります。詳細は NSW 州政府ウェブサイトでご確認ください。
- 3 対象州で外出制限令の対象となっている場合には、各州の規制で許可されていない限り、NSW 州への入州は認められません。もし許可されている場合でも、対象州を離れた日から14日間は NSW 州の外出制限令に従う必要があります。
- 4 NSW 州への入州に関する規制は随時変更されますので、州政府のウェブサイトですべての最新情報を確認し、不明な点がある場合は NSW 州保健省に電話(1800 943553)で確認することをお勧めします。州政府による通訳サービス(電話 131450)もありますのでご活用ください。

○ NSW 州政府ウェブサイト(一部他州から NSW 州に入州する際の申告義務)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/rules/interstate-hotspots>

**【在シドニー日本国総領事館】**

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email : [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>